

# 無人航空機の登録が義務化されました。国土交通省への登録が必要です。

R5.6.1時点

## 機体購入時に手続が必要

### ステップ1

#### ドローン情報基盤システム2.0 (DIPS) のアカウントの開設

※各申請は、郵送、持参申請も可能ですが、アカウントを開設しましょう。

### ステップ2

#### 機体の登録 (令和4年6月20日～)

- ① 申請
- ② 手数料の納付
- ③ 登録記号発行
- ④ リモートID機器等への書込み



- 機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければならない。
- 登録されていない100g以上の無人航空機を飛行させることはできない (航空法)。

航空法の無人航空機の登録の手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。  
航空局ホームページ(無人航空機登録ポータルサイト) <https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>  
無人航空機ヘルプデスク ☎050-5445-4451 (受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)

## 飛行する手順 (DIPSで申請)

### 1. 飛行承認申請

- ・無人航空機による農薬散布は**特定飛行** (危険物の輸送および物件投下) に当たります。特定飛行する場合、飛行承認を受ける必要があります。DIPSで申請可能です。

### 2. 飛行計画の通報

- ・事前に自分の飛行計画 (飛行の日時、経路、高度など) をDIPSで通報し、他の無人航空機の飛行計画と重複しないようにしましょう。
- ・**飛行計画の通報を行ってから飛行させてください。**

### 3. 飛行日誌の記載

- ・以下の飛行日誌を備え記録してください。

- ① 「飛行記録」…飛行した内容
- ② 「日常点検記録」…飛行前の点検結果
- ③ 「点検整備記録」…定期的な点検結果・整備・改造内容

- ・飛行、点検後すぐに飛行日誌へ記録しましょう。

### 4. 事故・重大インシデントの報告

- ・無人航空機に関する事故や重大インシデントが発生した場合、その「日時」「場所」「事案の概要」などをDIPSに報告してください。

### 5. 負傷者発生時の救護義務

- ・負傷者が発生した場合、ただちに無人航空機の飛行を中止し、危険や被害の拡大を防止するために必要な措置を講じましょう。



罰則規定があります

# ドローンによる農薬等の空中散布を行う予定の皆さんへ 事前に航空法に基づく国土交通省への飛行許可・承認の申請が必要です。

## 飛行承認申請方法

R5.6.1時点

### 申請先

飛行予定場所を管轄する**大阪航空局**  
(オンライン申請、郵送または持参)

### 申請期限

飛行開始予定日の**10開庁日前**までに申請  
(必ず10日以内に認証されるわけではありません。余裕をもって申請してください。)

### 提出物

申請書、機体・飛行させる者・体制について安全確保のための基準に適合していることを示す書類や資料(主に下記の①～③)

### その他

機体メーカーや販売代理店等による**代行申請も可能**です。

- 許可・承認の申請の際には、  
①ドローン機体の機能・性能、  
②操縦者の飛行経歴・知識・技能、  
③空中散布に係る安全確保体制  
(飛行マニュアルなど)に関する  
資料の提出が必要です。



航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。  
航空局ホームページ [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)  
無人航空機ヘルプデスク ☎050-5445-4451 (受付時間：平日午前9時～午後5時まで)



## ドローンで農薬散布を行うために ～よくあるご質問【Q&A】～

**Q** ドローンで農薬散布を行うために必要な資格はありますか？

**A** 必須となる特定団体の資格(免許・ライセンス)はありません。

ただし、飛行の承認に当たって一定の技能・飛行経歴が必要とされており、こうした技能について、民間団体で講習を受けることが可能です。なお、国土交通省HPに掲載された講習団体等の技能検定を取得することで、許可・承認申請書類の一部を省略することが可能です。原則として10時間以上の飛行経歴や5回以上の物件投下の実績または物件投下の訓練等が必要です。

**Q** ドローンでの農薬の使用 방법에制限はありますか？

**A** 農薬の使用法を始め、希釈倍数、使用量を遵守できる範囲であれば、ドローンを使用して散布することが可能です。

農薬取締法上、農薬の使用法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布にあたり使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任せられています。また、農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認します。



# ドローンでの空中散布する都度確認すべきポイント

農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに従い、事前準備と現場確認を徹底しましょう。

- 飛行計画に気象、機体の状況および飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。
- 他の無人航空機の飛行予定情報（飛行日時、飛行経路、飛行速度）をドローン情報基盤システム2.0（DIPS）で確認するとともに同システムに飛行予定の情報を入力する。

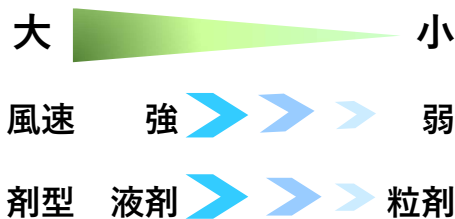
ドローン情報基盤システム（DIPS）

<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



- 飛行場所にあわせて、周辺施設や民家等へ必要な注意喚起を行う。
- 散布方法は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法に従う。
- 5 m/s以上の突風が発生するなど、安全に飛行させることができないときは、飛行を中止する。
- 散布中には気象条件の変化を随時確認しながら、散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意する。

## 飛散リスク



※飛散の程度は現場の状況に応じて様々です。

## ！もし事故が発生した時は！

事故が発生した際には速やかに負傷者の手当等を実施するとともに各関係者へ連絡してください。

### 空中散布の農薬の流出・ドリフト等による農薬事故

➡ 都道府県の農薬指導部局へ報告（連絡先一覧の①へ）

### 人の死傷、第三者物件損傷、飛行時における機体の紛失等の事故

➡ 地方航空局へ報告（連絡先一覧の②へ）



### その他の連絡先

- 1) 負傷者発生：負傷者の救護、医療機関への診断、健康福祉センターやその他関係機関への連絡
- 2) 架線事故：電力会社やNTTへの連絡、関係機関への連絡（連絡先一覧の③へ）
- 3) 物損事故：所有者への連絡、関係機関への連絡

## 連絡先一覧

### 組織

### 部署

### 連絡先

#### ①農薬の流出・ドリフト等の農薬事故

↳ 福井県農林水産部

流通販売課

エコ農業・食料安全G

0776-20-0419（直通）

0776-20-0649（FAX）

[ryutsu@pref.fukui.lg.jp](mailto:ryutsu@pref.fukui.lg.jp)

#### ②人の死傷、第三者物件損失等の事故

↳ 大阪航空局（平日9:00～17:00）

↳ 関西空港事務所（24時間）

06-6937-2779

050-3198-2870

#### ③電線・電柱との接触事故

北陸電力

福井

丹南

0120-65-9054

0120-85-9054

関西電力

敦賀保線所

0770-22-4749

NTT

（携帯電話）

（一般電話）

0120-444-113

113(局番なし)

## 【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 防疫対策室国内防除第2班 ☎ 03-3502-8111（内線4562）

福井県 農林水産部 流通販売課 ☎ 0776-20-0419（直通）





# ドローンによる農薬空中散布の実施について

水稻の病害虫防除のため、下記のとおり、農薬の空中散布を行います。  
早朝からの騒音、農道の使用等でご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎散布にあたっては、次の危害防止対策を実施します。

- ①危険箇所など実施区域およびその周辺の状況を把握します。
- ②操作要員、補助員を適切に配置します。
- ③飛散を防止するため、風向・風速などの気象状況を確認します。

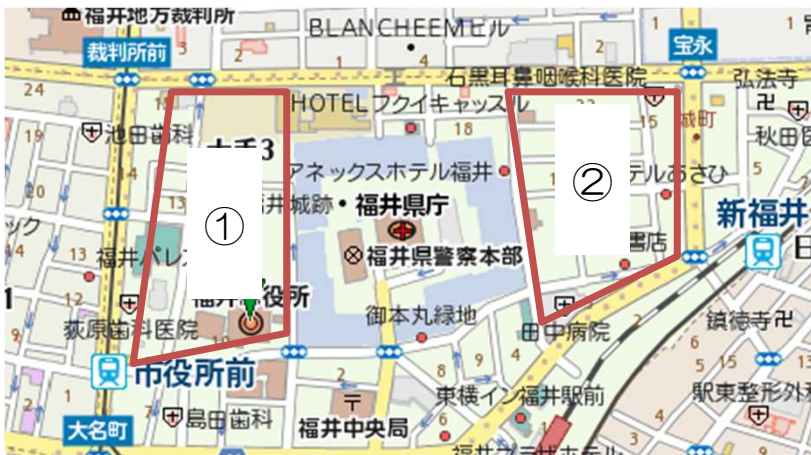
ドローンによる空中散布は、飛散防止など危害防止対策に万全の注意を払って実施いたしますが、散布中は、次の点についてご注意、ご協力をお願いいたします。

- ・散布区域内への立ち入りを控えてください。  
特に**お子様**が機体の周辺へ近づかないようご注意ください。
- ・建物の窓、ドアなどの開放を控えてください。
- ・洗濯物を屋外で干さないようにしてください。
- ・自動車は、車庫に入れるか、シート等で覆うか、散布区域から離れた場所に駐車するようにしてください。

## 記

	散布区域	散布日程	散布予定時間	散布農薬	対象病害虫
①	〇〇市〇〇町△△内	〇月〇日(△)	〇〇時〇〇分 ～ △△時▽▽分	〇〇〇〇フロアブル	〇〇〇〇ムシ
②	〇〇市〇〇町△△内	〇月〇日(△)	▽▽時〇〇分 ～ □□時△△分	〇〇〇〇フロアブル	〇〇〇〇ムシ

\* 散布日程・時間は、天候等の状況により変更する場合があります。



問い合わせ先：

〇〇〇〇地区防除組合 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



万一、散布区域付近において、めまい、吐き気、頭痛、腹痛、下痢、目の痛みなどの体の不調が現れた場合は、上記問い合わせ先にご連絡の上、病院での受診をお願いします。